

岐阜県埋立て等の規制に関する条例の概要

1 条例制定の背景

平成13年11月頃から平成18年1月頃にかけて、県内13箇所の埋立て等に約7万トンのフェロシルトが使用され、土壌安全基準を超える「六価クロム」や「ふっ素」が検出され、県民の生活環境に不安を与え、大きな社会問題となりました。

また、岐阜県の所管区域内における産業廃棄物の不適正処理事案の中には、土砂等の埋立て等を装った事案があります。こうした事案は大規模化、巧妙化する傾向にあり、無秩序な埋立て等により周辺住民に土壌汚染、土砂等の崩落等による災害発生の不安を与えています。

こういった実情に鑑み、埋立て等による土壌汚染や災害発生を防止するため、廃棄物に該当するか否かを問わず、埋立てそのものについて新たな規制を設けるものです。

2 条例の目的

土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止し、もって県民の生活環境を保全するとともに、県民の生活の安全を確保することを目的とします。

3 定義

この条例における用語の意義は次のとおりとします。

(1) 埋立て等

土地の埋立て、盛土その他土地へのたい積をいう。

(2) 土砂等

埋立て等に供される一切の物をいう。

(3) 特定事業

埋立て等を行う区域（宅地造成その他事業の工程の一部において土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該事業を行う区域において採取された土砂等を当該事業に供するものであるときにあっては、当該事業を行う区域）以外の場所において採取又は製造が行われた土砂等による埋立て等であって、その区域の面積が3千平方メートル以上であるもの。

4 責務

事業者、土地所有者等、県の責務を次のように定めます。

(1) 事業者の責務

- ① 埋立て等による土壌汚染及び災害発生を防止する。
- ② 土壌汚染のおそれのある土砂等を運搬しない。
- ③ 県及び市町村が実施する施策へ協力する。

(2) 土地所有者等の責務

- ① 土壌汚染及び災害発生のおそれのある埋立て等を行う者に、土地を使用させない。

- ② 不適正な埋立て等が行われていることを知ったときは、県へ通報等する。
- ③ 県及び市町村が実施する施策へ協力する。

(3) 県の責務

- ① 埋立て等による土壌汚染及び災害発生の防止に関する施策を推進する。
- ② 市町村と連携して監視体制の整備に努める。
- ③ 市町村への助言等。

5 土砂等の安全基準

(1) 土砂等の環境基準

埋立て等に使用される土砂等の環境基準を定めます。

環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準に準じて規則で定めます。

(2) 特定事業の構造基準

特定事業の完了時における特定事業区域の構造は、宅地造成等規制法第9条第1項に準じて規則で定めます。

6 不適正な埋立て等の禁止等

埋立て等の規模にかかわらず、次のような規制を設けます。

- (1) 環境基準に適合しない土砂等を使用した埋立て等を禁止します。
- (2) 知事は、次のような場合に、土砂等の埋立て等を行っている者等に対し、措置命令を発出できることとします。
 - ① 環境基準に適合しない土砂等が使用されているおそれがあるとき
→ 埋立て等の停止、現状保全のため必要な措置
 - ② 環境基準に適合しない土砂等が使用されていることを確認したとき
→ 土砂等の撤去、汚染防止のため必要な措置
- (3) 埋立て等を行う者は、当該埋立て等に供された土砂等が崩落等しないよう必要な措置を講じなければならないこととします。

7 特定事業の規制

(1) 許可制

一定規模（3千平方メートル）以上の土砂等による埋立て等を許可制とします。

※ 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業（公共事業）等については、許可は不要とします。

(2) 許可申請

特定事業の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書に必要な書類及び図面を添付して知事に提出しなければならないこととします。

氏名、名称、住所、位置、面積、事務所、現場管理責任者、期間、土砂等の量、施行中の災害防止措置、完了後の構造、土砂等の搬入計画（採取予定場所、量）等

(3) 変更の許可申請

特定事業の許可を受けた者で、特定事業の位置、面積、施行期間、完了後の構造などの変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならないこととします。

(4) 許可基準

知事は、特定事業の許可申請が次の事項に適合していると認めるときでなければ、許可をしてはならないこととします。

- ① 特定事業の施行に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのないこと
- ② 特定事業の施行を適切に管理する必要な体制が整えられていること
- ③ 特定事業の施行が他の法令等の規定に反しないものであること。
- ④ 土砂等の崩落等による災害の発生防止措置（施行中、事業完了後）

(5) 特定事業の許可を受けた者の義務等

特定事業の許可を受けた者には、次の義務を課することとします。

これは、大規模な土砂等の埋立て等による土壌汚染や災害発生を未然に防止するため、特定事業の着手から完了までの間を通じ、事業者の主体的な施行管理と、行政と周辺住民による監視を確保するためです。

① 着手、完了等の届出

特定事業の着手・完了・廃止・休止にあたっては、知事に届け出なければならないこととします。

② 土砂等の搬入の届出

土砂等を搬入しようとするときは、土砂等の採取場所ごとに、規則で定めるところにより、次の書面を添付して知事に届け出なければならないこととします。

(ア) 土砂等採取元証明書

（土砂等の採取場所を証する書面）

(イ) 検査試料採取調書、地質分析（濃度）結果証明書

（土砂等が環境基準に適合していることを証する書面）

※ただし、搬入しようとする土砂等に、製造された物若しくは加工された物又はこれらの物に付着し、若しくはこれらの物と混合していたものを含む場合に限り、当該証明書の届け出を要することとします。

③環境基準に適合しない土砂等の報告

特定事業の区域において、環境基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、知事にその旨を報告しなければならないこととします。

④帳簿への記載

土砂等の数量等を帳簿（施行管理台帳）に記載しておかなければならないこととします。

⑤関係書類等の閲覧及び保存

特定事業の施行を管理する事務所において、特定事業が施行されている間、次の書類等を公衆の閲覧に供するとともに、5年間保存しなければならないこととします。

(ア) 特定事業に関しこの条例の規定により知事に提出した書類の写し

(イ) 上記④の帳簿（施行管理台帳）

⑥標識の掲示等

(ア) 公衆の見やすい場所に、特定事業が施行されている間、氏名又は名称、現場管理責任者の氏名等を記載した標識を掲げなければならないこととします。

(イ) 特定事業区域と当該特定事業区域以外の地域との境界にその境界を明らかにする表示を行わなければならないこととします。

⑦完了時及び廃止時の土壌検査結果の報告

埋立て等を完了又は廃止した場合において、搬入した土砂等に、製造された物若しくは加工された物又はこれらの物に付着し、若しくはこれらの物と混合していたものを含むときは、特定事業区域内の土壌検査を行い、その結果を知事に報告しなければならないこととします。

(6) 措置命令

- ① 知事は、特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、特定事業を停止し、又は特定事業に供された土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとします。
- ② 許可を受けないで特定事業を行った者に対し、特定事業に供された土砂等の全部若しくは一部を撤去し、又は土砂等の崩落等による災害の発生を防止するために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとします。
- ③ 措置命令は、特定事業を完了した者や特定事業の許可の取消しを受けた者に対しても発出することができることとします。

(7) 地位の承継

- ① 特定事業の全部を譲り渡し、又は相続、合併若しくは分割があったときは、その特定事業の全部を譲り受けた者又は相続人、合併後在続する法人若しくは合併により設立した法人若しくは分割により当該特定事業を承継した法人は、当該許可を受けた者のこの条例の規定による地位を承継することとします。
- ② 地位の承継を受けた者は、その旨を知事に届け出なければならないこととします。

(8) 許可の取消し等

知事は、特定事業の許可を受けた者が次のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めて当該許可に係る特定事業の停止を命ずることができることとします。

- ① 措置命令に違反したとき。
- ② 不正の手段により特定事業の許可を受けたとき。
- ③ 7（4）①に該当しないとき。

- ④変更の許可を受けなければならない事項を許可を受けないでしたとき。
- ⑤土砂等の着手・搬入の届出、環境基準に適合しない土砂等の報告、帳簿への記載、関係書類の閲覧、標識の掲示等、完了時の土壌検査の報告の規定に違反したとき。
等

8 雑則

- (1) 知事は、この条例の施行に必要な限度において、次のような措置を講ずることができることとします。
 - ①報告の徴収
埋立て等を行う者に対し、埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めること。
 - ②立入検査等
埋立て等を行う者の事務所等へ立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問し、検査の用に供する土砂等を無償収去すること。
- (2) 特定事業の許可を受けようとする者は、岐阜県手数料徴収条例の定めるところにより手数料を納めることとします。
- (3) この条例（案）は、市町村がその地域の自然的社会的諸条件に応じて、埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を防止するため、条例で必要な規制を定めることを妨げません。

9 罰則

- (1) 埋立て等に環境基準に適合しない土砂等が供された場合における撤去命令違反や、許可を得ないで特定事業を行う違反等は極めて悪質といえ、罰則をもって臨むことについては、生活環境の保全、生活の安全の確保に対する今日の県民意識の高まりに即し、理解が得られるものと考えられます。
- (2) このため、土壌の安全性について本条例と同一の水準を確保しようとする「土壌汚染対策法」の罰則を基準とし、土壌汚染防止に関連する他法（水質汚濁防止法・大気汚染防止法・廃棄物処理法）、他県の類似条例、本県の他条例の罰則との均衡等を考慮し、本条例の罰則を次のように定めることとします。
- (3) 罰則の概要
 - ① 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
 - (ア)措置命令（上記6（2）、7（6））違反
 - (イ)無許可埋立て等
 - ② 50万円以下の罰金
 - (ア)土砂等の搬入の届出義務（上記7（5）②）違反
 - (イ)完了時等の土壌検査結果の届出義務（上記7（5）⑦）違反
 - (ウ)環境基準に適合しない土砂等の報告義務（上記7（5）③）違反
 - ③ 30万円以下の罰金
 - (ア)届出義務（上記7（5）①、7（7）②）違反
 - (イ)関係書類等の保存義務（上記7（5）⑤）違反
 - (ウ)報告の義務（上記8（1）①）違反
 - (エ)立入検査（上記8（1）②）忌避等

(参考1) 条例の規制内容

民間事業 3千㎡以上（許可必要）	民間事業 3千㎡未満 （許可不要）	公共事業 （許可不要）
一般規制(土砂等の安全基準等)		
① 土砂等の環境基準 環境基本法第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る環境基準に準じて土砂等の環境基準を定め、適合しない土砂等による埋立てを禁止。		
② 監視対策		
報告徴収、立入検査		
③ 土壌汚染防止・回復対策		
措置命令（保全、停止、撤去）		
④ 災害発生防止対策		
措置命令	指導	
個別規制(特定事業の許可制)		
1 土砂等の搬入前 届出（採取等の場所毎、かつ一定量毎）		※市町村条例による規制があり得る
○製造物含む ・採取元証明書 ・土壌検査結果	○製造物含まず ・採取元証明書	
2 完了時		
○製造物含む ・完了届け ・土壌検査結果 （一定量毎）	○製造物含まず ・完了届	

(参考2) 特定事業の手続き

【許可申請】

- 対象 特定事業
埋立て等を行う区域の面積が3千平方メートル以上であるもの
(※適用除外 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行う事業)
- 義務者 特定事業を行おうとする者
- 内容 氏名、名称、住所、位置、面積、事務所、現場管理責任者、期間、土砂等の量、施行中の災害防止措置、完了後の構造、土砂等の搬入計画(採取予定場所、量)など

【許可】

- 許可基準
- 特定事業の施行に関し不正又は不誠実な行為をするおそれのないこと
 - 特定事業の施行を管理するために必要な体制が整っていること
 - 特定事業の施行が他の法令等の規定に反しないこと
 - 土砂等の崩落等による災害の発生防止措置(施行中、事業完了後)

←----- 【変更許可申請→変更許可】

【着手の届出】

- 環境基準に適合しない土砂等の埋立て等、災害発生等のおそれへの対応
- 【土砂等の搬入の届出】
 - 土砂等の採取場所を証する書面を添付
 - 土砂等が環境基準に適合していることを証する書面を添付
(製造物等を含む土砂等を使用した場合に限る)
 - 【帳簿(施行管理台帳)の記載】
 - 土砂等の数量等の記載
 - 【報告の徴収、立入検査等】
 - 条例施行に必要な限度において
 - 【土壤検査結果の報告】
 - 完了時の土壤検査結果の報告
(製造物等を含む土砂等を使用した場合に限る)
 - 【措置命令】
 - 土壤汚染防止、災害発生防止のため緊急の必要があるとき
 - 無許可で特定事業を行ったとき
 - 【許可取消し、特定事業停止命令】
 - 【罰則】
 - 1年以下の懲役又は百万円以下の罰金
 - 50万円以下の罰金
 - 30万円以下の罰金

【完了の届出】